

すいたん（図柄、写真）の使用に関する Q&A

Q1. 商品に「すいたん」を使用したいのですが、使用料は発生しますか。

A1. 商品等の販売を目的とした場合を含め、原則として無料です。

Q2. 個人が「すいたん」を使用する場合にも、使用申請が必要ですか。

A2. 年賀状や名刺等、個人的に使用される場合は、使用申請は不要です。但し、「吹田市イメージキャラクター『すいたん』」と併記をしてください。

なお、会社や団体として名刺に使用する場合には、申請が必要となります。個別企業のキャラクターと誤認されないように使用し、同様に、「吹田市イメージキャラクター『すいたん』」と併記をしてください。

Q3. 自治会行事やPTA行事で使用する場合にも、使用申請が必要ですか。

A3. 団体として使用される場合には申請の上、ご使用ください。地域づくり、地域活性化のため「すいたん」を広くご活用ください。

Q4. チームの応援旗やユニホームに「すいたん」を使用することは出来ますか。

A4. 「すいたん」は吹田市のイメージキャラクターですので、「すいたん」が特定のチームや団体等のキャラクターと誤認されないよう配慮し「吹田市イメージキャラクター『すいたん』」と併記するとともに、作成前に吹田市へご相談の上、ご使用ください。

Q5. 企業の広告看板として「すいたん」を使用することができますか。

A5. 企業の誘客のための広告看板類も、特定企業のキャラクターと誤認されないよう、また当該企業の商品品質を吹田市が保証するものであるかのようなイメージを与えないよう配慮し、「吹田市イメージキャラクター『すいたん』」と併記するとともに、作成前に吹田市へご相談の上、ご使用ください。

「すいたん」の身体に企業名を入れたり、個別の特定商品を手に持ったり、吹き出して個別の企業や商品を推奨することはできません。

Q6. 例えば「すいたんのまんじゅう」や「すいたんのクッキー」等、商品の名前に「すいたん」を使用することができますか。

A6. 使用申請いただき、承認されれば使用可能です。特定企業のキャラクターと誤認されないよう、また当該商品品質を吹田市が保証するものであるかのようなイメージを与えないよう配慮しご使用ください。包装、広告等に承認番号（すいたん 吹田市承認第 号）を明示してください。

Q7. 例えば「すいたん」を用いた人形、携帯電話のストラップ等、「すいたん」自体を商品として販売することができますか。

A7. 使用申請いただき、承認されれば使用可能です。包装、広告等に承認番号（すいたん 吹田市承認第 号）を明示してください。

Q8. 承認番号の商品等への表示はどのように行うのでしょうか。

A8. 商品の箱やパッケージ、また、Tシャツ等はタグや包装紙等に、承認番号（すいたん 吹田市承認第 号）を明示してください。

Q9. 商品と一緒にその商品のカタログやチラシ、店内掲示のポップ広告について、商品とは別に申請をする必要がありますか。

A9. 商品の販売手段としてカタログやチラシ、店内掲示のポップ広告は作成されますので、商品の申請時にその原稿等も添付してください。

Q10. 「すいたん」の色やデザインを変えても構いませんか。

A10. 原則として、指定色又は単色を使用してください。また、原則として「すいたん」の一部分のみを使用、変形、又は他の図形や文字と重ねて使用することは出来ません。

但し、希望される使用方法について、吹田市や「すいたん」の PR 及び地域の活性化につながると考えられる場合には、吹田市と協議、調整の上一切の使用を妨げるものではありません。

個別にどのような使用方法、商品であるかを確認した上で使用承認を判断しますので、見本（見本が添付できないときは写真・図等）を作成の上、事前に吹田市へご相談ください。

Q11. 申請書の提出はメールでもよいでしょうか。

A11. 事前相談は、メール、FAXで構いません。正式な申請書は、あらためて郵便、持参によりご提出ください。

Q12. 使用期間が終了した後にすべきことはありますか。

A12. 使用期間が終了した翌月の末日までに使用報告書をご提出ください。また、本市からの事業実施に係るアンケートへのご協力をお願いします。

吹田市のPRや、地域の活性化、まちづくり事業に、
どんどん「すいたん」をご活用ください！



吹田市のイメージキャラクター
すいたん